

総社市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

総社市職員給与条例の一部を改正する条例

総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～6 略 （保健予防手当の特例） 7 第23条第2号の規定にかかわらず、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その患者の搬送その他の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対し緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対する保健予防手当の支給額は、1日につき3,000円とする。</u></p>	<p>附 則 1～6 略 （保健予防手当の特例） 7 第23条第2号の規定にかかわらず、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その患者の搬送その他の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対し緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対する保健予防手当の支給額は、1日につき3,000円とする。</u></p>

附 則  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。